

第165回横浜市都市計画審議会の開催について

第165回横浜市都市計画審議会を次のとおり開催します。

1 日時

令和4年11月11日(金) 午後1時開始

2 会場

横浜市市会議事堂3階多目的室(Web会議形式)
横浜市中区本町6丁目50番地の10

3 審議案件の概要

都市計画決定及び変更関連

4 会議の公開・非公開

会議は公開で行います。

5 傍聴者の定員

10名(現地傍聴)

6 傍聴の申込方法

(1) 現地傍聴

当日、午後0時から午後0時30分まで会場入口で受け付けします。

受付で傍聴整理券を受け取り、受付終了までそのままお待ちいただきます。

受付終了の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選を行います。定員に満たない場合は、そのまま先着順に傍聴していただけます。

(2) Web傍聴

令和4年11月4日(金)から11月10日(木)午後5時までの間、横浜市電子申請システムで受け付けています。詳細については横浜市ホームページを御確認ください。

7 取材について

現地傍聴席とは別に記者席を御用意しますので、当日、直接会場までお越しいただき、会場入口の受付でお声かけください。

なお、会場内の写真撮影は、会議の冒頭(5分程度)までとなります。

【会場案内図】



横浜市ホームページ



横浜市都市計画審議会

都市計画法によりその権限に属せられた事項(政令市決定の都市計画)の審議を行うために市長の附属機関として設置されたものです。

根拠法令 都市計画法第77条の2第1項、第87条の2第11項

お問合せ先

建築局都市計画課長 正木 章子 TEL045-671-2663

横浜市都市計画審議会委員名簿

令和4年11月11日予定

| | 氏名 | 職業等 | 分野 |
|-------------------|--------|------------------------|-----------|
| 学識経験のある者 | 森地 茂 | 政策研究大学院大学教授 | 交通計画 |
| | 高見沢 実 | 横浜国立大学大学院教授 | 都市計画 |
| | 小泉 秀樹 | 東京大学大学院教授 | 都市計画 |
| | 齊藤 広子 | 横浜市立大学国際教養学部教授 | 不動産マネジメント |
| | 池邊 このみ | 千葉大学大学院教授 | 環境デザイン |
| | 石川 永子 | 横浜市立大学国際教養学部准教授 | 都市防災 |
| | 橋本 美芽 | 東京都立大学大学院准教授 | 福祉 |
| | 坂倉 徹 | 横浜商工会議所副会頭 | 商工業 |
| | 柳下 健一 | 横浜農業協同組合代表理事組合長 | 農業 |
| | 杉原 光昭 | 神奈川県弁護士会 | 法律 |
| | 岡田 日出則 | 公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長 | 不動産 |
| | 大森 義則 | 一般社団法人横浜市建築士事務所協会理事 | 建築 |
| 議 横 浜 市 員 会 | 清水 富雄 | 横浜市会議長 | 市議 |
| | 高橋 正治 | 横浜市会副議長 | 市議 |
| | 大桑 正貴 | 政策・総務・財政委員会委員長 | 市議 |
| | 中山 大輔 | 国際・経済・港湾委員会委員長 | 市議 |
| | 中島 光徳 | 市民・文化観光・消防委員会委員長 | 市議 |
| | 麓 理恵 | こども青少年・教育委員会委員長 | 市議 |
| | 齊藤 伸一 | 健康福祉・医療委員会委員長 | 市議 |
| | 横山 勇太郎 | 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会委員長 | 市議 |
| | 磯部 圭太 | 建築・都市整備・道路委員会委員長 | 市議 |
| | 小松 範昭 | 水道・交通委員会委員長 | 市議 |
| 住 横 浜 市 民 の | 石川 建治 | 自治会・町内会長 | 市民 |
| | 小宮 美知代 | 横浜のまちづくりに携わった経験のある者 | 市民 |
| | 田邊 博敏 | 横浜のまちづくりに携わった経験のある者 | 市民 |
| 臨 時 | 藤原 徹平 | 横浜国立大学大学院准教授 | 建築 |
| | 松本 淳平 | 神奈川県警察本部交通部交通規制課長 | |

第165回横浜市都市計画審議会案件表

日 時 令和4年11月11日(金)午後1時開始

場 所 横浜市市会議事堂3階多目的室

(WEB会議形式)

■ 審議案件

1 都市計画案件

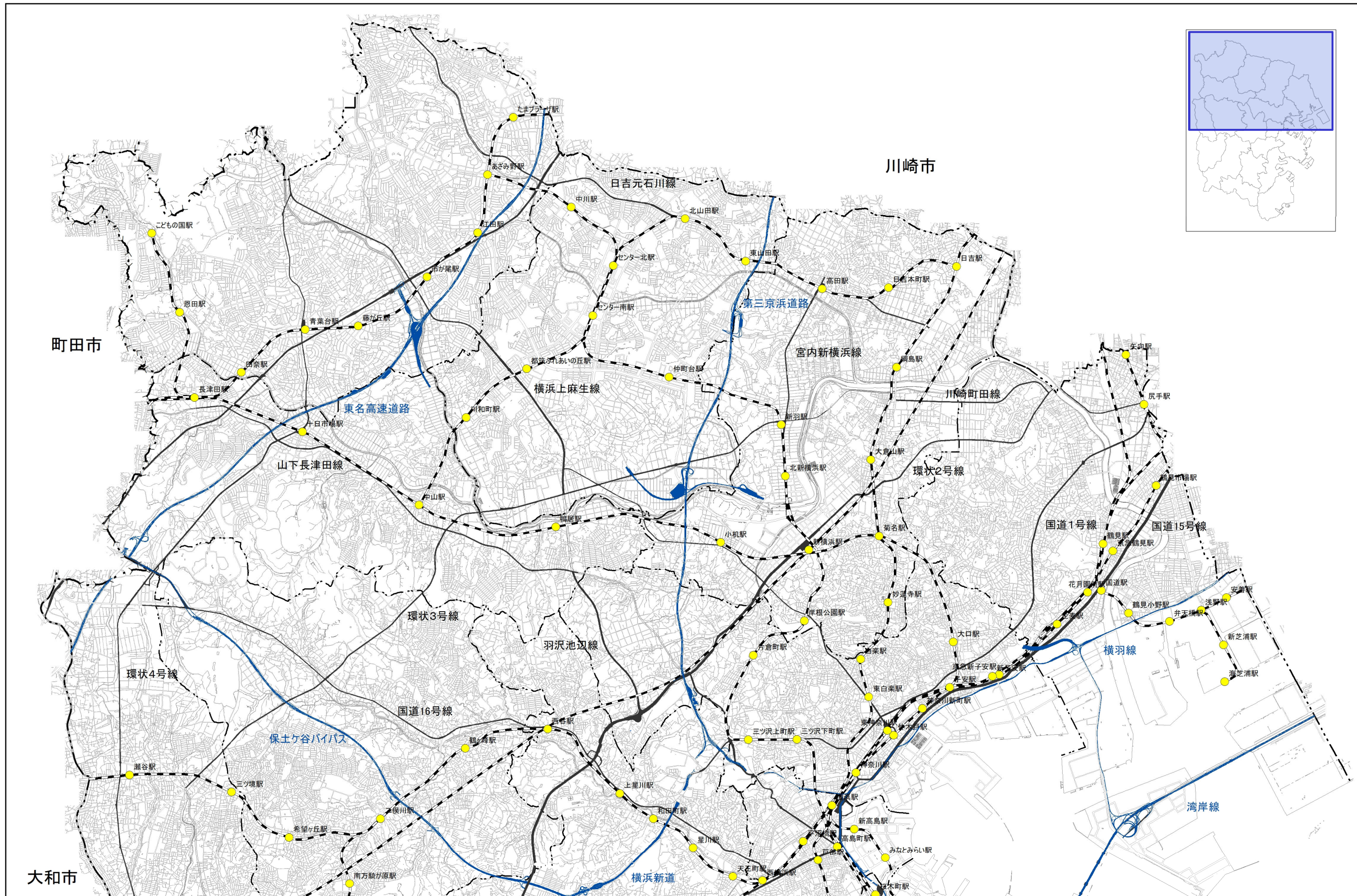
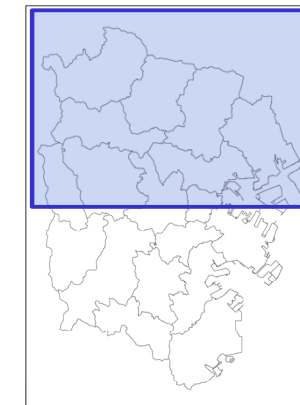
| 説明区分 | 議題番号 | 件名 | 内容 |
|------|------|---------------------------|---|
| No.1 | 1374 | 横浜国際港都建設計画 道路の変更 | 【3・3・16号桂町戸塚遠藤線】 事業の進捗に伴い、地形状況等を踏まえた詳細な設計を行った結果、道路本体を保護・維持する法面・擁壁等の構造及び形状が決定したため、本路線の区域を一部変更します。 また、今回の変更にあわせて車線の数を4と定めます。 |
| No.2 | 1375 | 横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の決定 | 【日野中央特別緑地保全地区】 本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。 |
| | 1376 | 横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の変更 | 【富岡東三丁目特別緑地保全地区】 既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。 |
| No.3 | 1377 | 横浜国際港都建設計画 生産緑地地区の変更 | 農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地を計画的に保全すべく、生産緑地地区を変更します。 |

2 その他案件

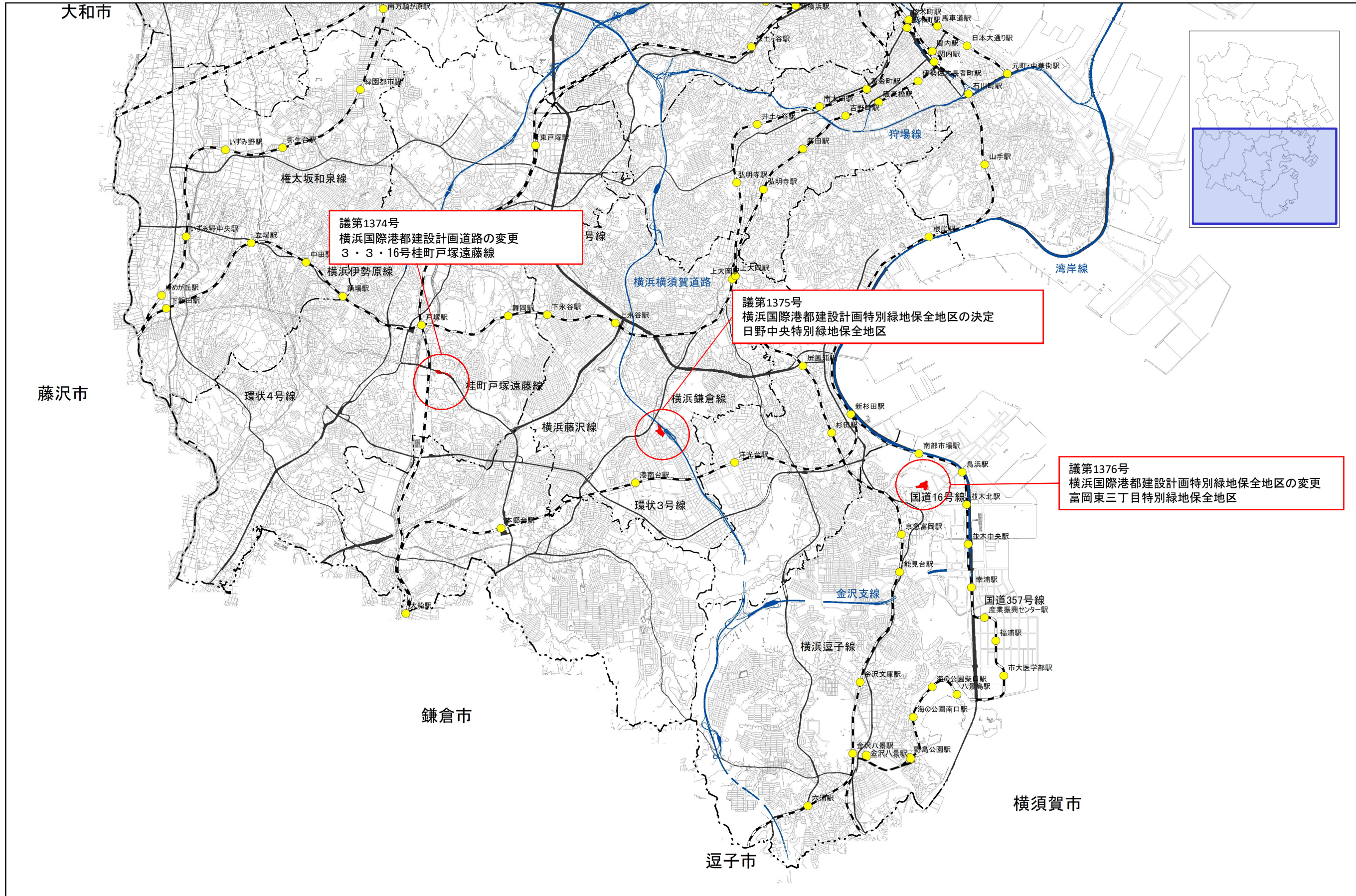
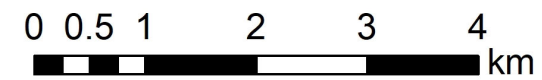
| 説明 区分 | 議題 番号 | 件 名 | 内 容 |
|----------|----------|--|---|
| No.4 | 1378 | <p>景観法第9条第8項において準用する同条第2項に基づく景観計画の変更</p> | <p>【関内地区、みなとみらい21新港地区】</p> <p>景観行政全体の指針である「横浜市景観ビジョン」で示した“夜間景観”について深度化した「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」の策定に伴い、景観計画を変更することについて、景観法第9条第8項において準用する同条第2項の規定に基づき、横浜市都市計画審議会の意見を伺います。</p> |

横浜市位置図 (北部)

0 0.5 1 2 3 4 km



横浜市位置図 (南部)



No. 1 道路の変更に関する案件概要

議第1374号 横浜国際港都建設計画道路の変更

| 種別 | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | 備考 | | |
|------|--------------------------|---------|------|------------------|---|----------|------|------|-----|---|-------------|-----------|-----------|
| | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造形式 | 車線の数 | 幅員 | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 | | | |
| 幹線街路 | 3・3・16 | 桂町戸塚遠藤線 | 栄区桂町 | 泉区下飯田町 (藤沢市界) | 栄区小菅ケ谷四丁目 戸塚区上倉田町 戸塚区汲沢町 泉区和泉町下飯田町 | 約10,240m | 地表式 | 4車線 | 22m | J R 根岸線と立体交差 J R 東海道本線と立体交差 J R 横須賀線と立体交差 J R 東海道貨物線と立体交差 市営地下鉄1号線と立体交差 相模鉄道いずみ野線と立体交差 幹線街路環状3号線と立体交差 幹線街路横浜藤沢線と立体交差 幹線街路国道1号線と立体交差 幹線街路と平面交差6箇所 | 路線の幅員16~33m | | |
| | | | | | | 車線の数の内訳 | | | | | | 2車線 | 約690m |
| | | | | | | | | | | | | 4車線 | 約9,550m |
| | | | | | | なお、支線1号線 | | | | | | 栄区小菅ケ谷一丁目 | 泉区小菅ケ谷一丁目 |
| その他 | なお、栄区小菅ケ谷一丁目地内に駅前広場を設ける。 | | | | | | | | | 面積約6,500m ² | | | |

(内容)

3・3・16号桂町戸塚遠藤線は、栄区桂町を起点とし、泉区下飯田町（藤沢市界）を終点とする延長約10,240メートル、代表幅員22メートルで、本市南部地域と西部地域を連絡する幹線街路です。

本路線は、起点である3・4・3号環状4号線の桂町交差点（栄区桂町）から3・3・17号下永谷大船線（戸塚区上倉田町）との交差点付近までの約4.0キロメートルの区間を既に供用しており、下永谷大船線から3・4・7号柏尾戸塚線（戸塚区戸塚町）までの約0.99キロメートルの区間で、用地取得及び道路整備を進めています。

この区間の完成により、J Rと柏尾川で分断されている戸塚駅西口と東口がつながり、交通の利便性向上が期待できるため、さらなる整備効果の早期発現を図ることが重要です。

このたび、事業進捗に伴い、地形状況等を踏まえた詳細な設計を行った結果、道路本体を保護・維持する法面・擁壁等の構造及び形状が決定したため、本路線の区域を一部変更します。

また、今回の変更にあわせて車線の本数を4と定めます。

No. 2 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：2006-2025年度）に基づき、平成30年11月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：2019-2023年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1375号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

| 名 称 | 面 積 | 備 考 |
|--------------|---------|-----|
| 日野中央特別緑地保全地区 | 約 1.4ha | |

(内容)

日野中央特別緑地保全地区は、港南区南部、JR根岸線港南台駅の北東約1.0kmに位置する市街化区域内の貴重な緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、大岡川の源・上流域に位置し、生物多様性に配慮しつつ、まとまりのある緑地の保全、水質の維持を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン港南区プラン」において、既存の緑地を土地所有者、区民と連携して保全するため、特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用し、緑地の保全の取組を進めるとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1376号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

| 新旧 | 名 称 | 面 積 | 備 考 |
|----|----------------|---------|-----|
| 新 | 富岡東三丁目特別緑地保全地区 | 約 1.7ha | |
| 旧 | 富岡東三丁目特別緑地保全地区 | 約 1.6ha | |

(内容)

富岡東三丁目特別緑地保全地区は、金沢区北部、京急本線京急富岡駅の北東約900メートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の一つである小柴・富岡地区に位置しており、富岡総合公園周辺の樹林地を保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン金沢区プラン」において、まとまった樹林地については、土地所有者などの協力を得ながら、特別緑地保全地区等の緑地保全制度の指定などの対策により保全を進めるとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成29年12月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

No. 3 生産緑地地区の変更に関する案件概要

議第 1377 号 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更

| | 新 | 旧 | 増減 |
|-----|-----------|-----------|----------|
| 面積 | 約 269.8ha | 約 272.4ha | △約 2.6ha |
| 箇所数 | 1,559 | 1,580 | △21 |

(△は減少を表す)

【今回の変更内容】

| | 指定の基準 | 箇所数 | 面積 (約 ha) |
|----------|--------------------------------------|-----|--------------|
| 追加 拡大 | 第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化農地等となるもの | 2 | 0.33 |
| | 市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの | 8 | 0.75 |
| | 既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの | 8 | 0.46 |

| | 変更の理由 | 箇所数 | 面積 (約 ha) |
|----------|--|-----|--------------|
| 廃止 縮小 | 農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの | 34 | △4.11 |
| | 区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの | 9 | △0.02 |

(内容)

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものであり、横浜市では、平成4年に生産緑地地区を都市計画決定しました。

以後、横浜市生産緑地地区指定要領等に基づき、追加、拡大、廃止及び縮小等の変更を行っており、今回の変更により、箇所数は1,559箇所、面積は約269.8haとなります。

No. 4 横浜市景観計画の変更に関する案件概要（都市計画審議会への意見聴取）

議第 1378 号 景観法第 9 条第 8 項において準用する同条第 2 項に基づく景観計画の変更

<主な変更内容>

関内地区における景観計画

| 区域 | 関内地区 |
|--|---------------------------------------|
| 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 | 1 特定照明に関する制限の適用除外要件として期間又は時間を限定する旨を追加 |
| 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 | 1 関内地区全域の制限に「投影広告物」に関する制限を追加 |

みなとみらい 2 1 新港地区における景観計画

| 区域 | みなとみらい 2 1 新港地区 |
|--|---|
| 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 | 1 制限の適用除外要件として時間を限定する旨を追加 2 「投影広告物」に関する制限を追加 |
| 景観重要公共施設の整備に関する事項 | 1 道路ごとの整備に関する事項に「女神橋」を追加 2 港湾緑地ごとの整備に関する事項に「ハンマーヘッドパーク」を追加 |
| 計画図 | 1 「女神橋」を追加 2 「ハンマーヘッドパーク」を追加 |

(内容説明)

景観行政全体の指針である「横浜市景観ビジョン」で示した“夜間景観”について深度化した「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」の策定（令和 4 年 7 月）に伴い、より魅力的な景観を誘導するためにガイドラインを反映した制度運用ができるよう景観計画の一部見直しを行うことについて、横浜市都市計画審議会の御意見を伺います。